

御嵩町立保育所民営化計画(平成19年2月22日策定)の一部抜粋

IV 計画の内容と基本的な考え方

時間をかけて話し合いをおこない関係者の理解を得た上で民営化を決定します。

1. 移管保育所の選定

公立施設の民営化は決して行政責任の放棄や押し付けであってはなりません。健全な事業者による安定した経営が、良好な保育環境のなかで継続されなければなりません。そこで、以下の要件を備えた保育所を民営化対象とします。

1) 保育所の経営的要件

- ・ 児童の確保が容易で、将来にわたり安定的な経営が可能な保育所

2) 建物の要件

- ・ 既存のままでも老朽化による早急な対策が必要でない保育所
- ・ 近く改築計画がある保育所

以上の要件から、平成5年に改築を行った御嵩保育所と近く改築予定のある中保育所を民営化対象保育所に選定します。

2. 移管条件

1) 御嵩保育所(民間移管方式、設置主体・運営主体とも法人)

- ・ 建物及び備品等は、譲渡契約による無償譲渡
- ・ 土地は、使用貸借契約による無償貸与
- ・ 移管を受けた施設等は、保育以外の目的に使用しないこと。

2) 中保育所(公設民営方式、運営主体法人、設置主体町)

- ・ 地方自治法に基づく指定管理者に運営業務を移管
- ・ 管理運営業務に関する基本協定を締結

～(略)～

4. 移管後の保育園運営等の条件

1) 引継ぎ・共同保育

移管前年度の11月から翌年3月までの間に保育の引継ぎ・共同保育を実施し、町の指示に従い移管保育園に勤務する職員(施設長、保育士、調理員)の配置をすること。

なお、町立保育所の臨時職員を移管後も引き続き雇用するように努めること。

2) 特別保育

保護者のニーズに応じて特別保育を実施すること。

3) 職員配置

- ・ 施設長及び主任保育士は、移管保育園の専任とし、そのうちいずれかは、主任保育士又はこれに相当すると認められる幹部職員として児童福祉施設又は幼児教育施設で3年以上の経験がある者であること。
- ・ 保育士構成について、保育士は、保育又は幼稚園教諭の経験が3年以上ある者が概ね3分の1含まれること。
- ・ 延長保育、一時保育については、国の基準による職員配置を行うこと。

～(略)～

6. 民間移管の手法

御嵩保育所については、完全に民間保育所としての経営を図るために建物、保育用備品等は、譲渡契約による無償譲渡とし、土地は、使用貸借契約による無償貸与とします。

中保育所については、改築を前提とした移管のため、建築に係る各種補助金、起債等の制限があるため、一定期間は、公設民営方式(指定管理者制度の導入)とし、一定期間経過後に御嵩保育所と同様、完全民営化を図ることとします。

V 期待される効果

効果

- ・ 保育サービスの向上

柔軟な発想とフットワークにより保育サービスの充実が「企業努力」として図られます。

特に一時保育等行政が今までに取り組んでこなかった分野へのサービス拡充が期待できます。

- ・ 運営費の縮減

運営コストについて

◎公立と私立保育園の運営費比較(平成26年度決算)

(単位:千円)

公立 3園	保育料	保育所運営費	児童福祉費補助金	合計	人件費			管理運営費	合計	園児数(人)	園児1人あたり
					正規職員	臨時職員	計				
	67,625	0	0	67,625	103,836	72,601	176,437	34,672	211,109	265	797
私立 1園	保育料	保育所運営費	児童福祉費補助金	合計	委託料			運営費補助金	合計	園児数(人)	園児1人あたり
	30,111	31,358	4,028	65,497			78,080	13,866	91,946	118	780

※保育料 97,736 千円を園児数で按分、園児ひとりあたりのコスト差は、約 17 千円

◎私立保育園 民営化前との比較 歳出

(単位:千円)

年度	人件費	管理運営費	委託料	運営費補助金	合計	園児数(人)	園児1人あたり
H19年	40,010	9,259	0	0	49,288	70	705
H20年	0	0	43,640	7,829	51,489	68	758
H26年	0	0	78,080	13,866	91,972	118	780